

参考資料 2-2

新・障害者福祉しがプラン
挿入コラム(案)

◎ 近江学園から始まった造形活動について

わが国で、障害がある子どもたちの福祉への取組が本格的に始まった頃、滋賀県では、全国にさきがけた活動が行われ、その後のわが国の障害がある子どもたちの福祉や教育の土台を作っていました。

戦後まもない 1946 年、大津市の南郷に戦争で親を失った子どもや、障害のある子どもたちを集めて、糸賀一雄先生、田村一二先生、池田大郎先生らが創立された「近江学園」です。

近江学園では、子どもたちと職員と一緒に寝泊りをし、生活を通じた教育を行なってきましたが、特徴的な取組のひとつに、園生たちによる陶器づくりなどの造形活動があります。そこでは、園生自らが「触りたい、作りたい」と感じることを重視されました。糸賀先生らは、表現することの中に障害のあるなしに関わらない人間の本质を見だし、それぞれの個性を大切にされましたが、この取組は、県内の多くの福祉施設に受け継がれました。

自由な表現による作品は、ボードレス・アートミュージアム NO-MA の活動などにより、「アール・ブリュット（生の芸術）」として世界的な注目を集めるようになっていきます。フランスのパリで、2010 年 3 月から 10 か月に渡って開催された「アール・ブリュット・ジャポネ」展には、63 名の方の作品が出展され（滋賀県からは最多となる 18 名の方の作品が出展されました）、約 12 万人の観客を集めるなど、大きな反響がありました。

「この子らを世の光に」という糸賀一雄氏が残された言葉には、障害のある人が見せてくれる様々な気づきやふるまいを光とし、導かれる形で世の中を良くしていく、生きていくといく意味が込められています。糸賀一雄氏の理念は、福祉だけでなく、社会全体のあり方を示すものとして今後も受け継がれていくでしょう。

◎本県障害福祉の特徴

滋賀県は、国の制度で十分対応できない様々な課題や地域生活のニーズについても、利用者や事業者との密接な連携の中で把握し、先駆的に施策化してきました。こうした歴史を将来に生かし、障害者施策のさらなる推進を目指します。

<主な取組>

- ・昭和 38 年から大津市で始められた「大津方式」と呼ばれる障害児の早期発見・早期対応のための乳幼児検診システム
- ・昭和 40 年に信楽で始まり現在のグループホーム制度につながる知的障害のある人の「民間ホーム」の取組
- ・昭和 53 年に県が制度化し、障害者の働く場として全ての市町村に設置された共同作業所の取組
- ・「滋賀県社会福祉計画」(昭和 56 年)に基づき、身近な生活の場である生活福祉地域、市町村福祉地域、複数の市町村を含む福祉圏域(7 福祉圏)といった福祉地域の広がりに応じ、重層的に地域福祉を推進する「福祉圏構想」の取組
- ・平成 7 年に甲賀地域で立ち上げられた、今日の国の仕組みである自立支援協議会の元となった「障害者サービス調整会議」
- ・障害者自立支援法の施行に伴う課題に対応するため、平成 18 年 10 月に国に先立って緊急特別対策事業を実施。また、法の対象でない無認可の共同作業所の法定事業への移行を進め、平成 20 年度に移行を完了した。

◎ 障害者虐待の根絶に向けて

障害者虐待を早期発見や防止を目的に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 23 年 6 月に制定され、翌 24 年 10 月に施行されます。

この法律では「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である」として、国、地方公共団体、国民の責務を定めています。

県では市町や関係機関との連携を密にし、障害者虐待の防止に取り組んでいきます。

<東近江あんしんネットワーク事業>

東近江地域では、障害のある人の願いや要望を汲み取り、苦情解決にあたることにより権利侵害を未然に防ぐシステムが必要と考え、地域の施設などが平成 15 年、「東近江あんしんネットワーク事業」を設立しました。

この事業は弁護士などの「あんしん相談員」が施設等を定期的に訪問し、障害のある人から意見、要望、苦情等を受け付けて、解決に向けた調整等の活動を行うものです。

あわせて施設等のサービスの日常的な状況把握にも努めており、利用者だけでなく施設等にとっても開かれた相談の場として機能し、サービスの質向上につなげ、地域全体の人権意識の向上や障害のある人の思いを表現する力を育むことも寄与するよう取り組んでいます。

◎就労収入向上プロジェクト事業から生まれた地域ブランド『甲賀バウム』

甲賀福祉作業所は、平成20年4月に新体系事業へ移行した甲賀市甲賀町にあるごく普通の共同作業所でした。企業からの下請け作業などで細々と利用者には工賃を支払いながら、管理者である三日月さんは他の作業所と同様になにか良い仕事がないかな〜と模索していました。『工賃を上げたい』という漠然とした考えは持ちつつ、日々の支援に追われていた甲賀福祉作業所が変わったのは、作業所の職員は障害者を雇用して小規模な事業所を運営していることなんだと気づいたからです。

それからは名実ともに共同作業所から就労支援事業所に生まれ変わるために何をすべきか、何を換えられるのかと寝ても覚めても考え続け、片っ端から情報をかき集めつつ、自らの強みや弱みを全てさらけ出して行き着いたのが、平成23年誕生の地域力を巻きこんで地域ブランドを目指せる洋菓子『甲賀バウムクーヘン』でした。そして、そのときに活用されたのが「おこしやす」三方よし仕事おこし支援事業の経営コンサルタント派遣だったのです。タイミングよくサポートを得られましたが、それだけでは上手くいきません。一番大事なのは、「信念と自負、そしてワクワク感」、つまり大変と思える仕事づくりでも好きで楽しくて打ち込めること、そしてぶれないことであると三日月さんは言います。楽しくやりがいを持っているから、広くアンテナを張り巡らし、公的補助など活用できるものは全て活用するという意気込みも苦しいものではなかったとのことで、利用者の皆さんの笑顔を早く見たいという気持ちも三日月さんのモチベーションに繋がっていたようです。この甲賀バウム、発売からかなり好評を得ているとのことで、サービスエリア、市内観光施設など販路も着々と確保しているとのことです。甲賀バウムクーヘン工房 STAFF の周りは障がいのあるなしにかかわらず心地いい疲れに笑顔がいっぱい花開いていることでしょう。

これから、さらに新商品開発に向けて余念のない日々を送っておられる甲賀福祉作業所では、まだまだやりがいのあるあたらしい挑戦が続きます。

◎地域を支える医療福祉・在宅看取り

本県では、超高齢社会を迎えようとする中、年老いても住み慣れた地域で、その人らしく住み続け、安心して最期を迎えることができる環境を構築するため、「医療福祉」という考え方のもと、保健・医療・福祉が一体となり生活を支える取組みを始めています。

日常生活圏域における地域包括ケアの構築を目指して、医療福祉サービスの関係者や住民等の民間の主導により、市町・県の行政関係者も参画し、お互いに顔の見える関係をつくりながら、地域の支え合いの中で、高齢者や障害者など社会的に支援を必要とする人たちを包み込む地域社会づくりをみんなで推進しようと平成22年、「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」が立ち上がりました。

この創造会議を中心に、各地域・圏域のつながりと協力を図りつつ、行政・関係者一体で各分野を横ぐしでつなぎ、事例研究や提言、情報発信活動、さらには、医療福祉関係者への助言・相談、研修事業、アドバイザー派遣も計画しており、新たな滋賀モデルに向け取り組んでいます。

障害者福祉の分野においても、障害者の高齢化や障害の重度障害者の地域生活支援など、福祉・保健・医療の連携は重要性を増しています。「医療福祉」の考え方を障害者福祉に生かせるよう、取り組んでいます。

◎障害者制度改革に向けた検討

国は「障害者の権利に関する条約（仮称）」（平成 18 年採択）の締結に向け、必要な法律の整備を始めとする集中的な制度改革の検討を進めています。平成 21 年 12 月に内閣に「障害者制度改革推進本部」（本部長:内閣総理大臣）を設置し、障害者や関係者、学識経験者等から意見を求めるため、障がい者制度改革推進会議を設け議論を進めてきました。

22 年 6 月に閣議決定した「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、制度の谷間がない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする法律の制定を目指すとし、23 年 8 月には「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がとりまとめられました。

法案は 24 年の提出、25 年 8 月までの施行が目指されており、また、これに先立ち 23 年 8 月には、障害者基本法が改正されています。

制度の枠組みが抜本的に変わろうとしており、県では障害者制度改革の動きを注視し、適時国への必要な働きかけを検討するとともに、障害者や関係者の参画による開かれた障害者施策の推進を図っていきます。

※障害者基本法の一部を改正する法律(概要)

※障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

◎スポーツ基本法と障害者スポーツの推進

2011 年 8 月に「スポーツ基本法」が施行され、その基本理念の中で「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と、障害者スポーツを推進していくことが明文化されました。

日本に障害者スポーツが普及しだした当時はリハビリテーションの一環とした取組が主でしたが、現在においては、リハビリテーションという狭義のものから、ノーマライゼーション社会の構築に向けた役割や、障害者の自立や社会参加を支援するという大きな役割も果たすようになり、広く市民社会においても、その認識は一般的なものになってきました。

しかし、ひと言で障害者スポーツと言っても、パラリンピックのような競技性の高い大会をめざす人からリハビリテーションにスポーツを活用している人まで、その取組のあり方は実に幅広いことから、今後は一人ひとりが自分にあった活動の場を自由に選び、気軽に取り組める環境が求められています。

◎ 発達障害に係る取組

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害の総称です。発達障害のある方は、他者との関係を築くことやコミュニケーションなどに苦手さがありますが、知的な発達の遅れがない場合もあり、周囲からの誤解に苦しんでおられます。発達障害のある方たちが自らの特性を生かし、地域社会の中で自立して生活していくためには、早期の「気づき」と「適切な支援」、そして、何よりも発達障害に対する私たち一人一人の理解がとても大切です。

◎ 糸賀一雄記念財団の取組について

終戦直後の荒廃した社会状況の中で、滋賀県では戦災孤児や知的障害児の施設である「近江学園」の創設や西日本で最初の重症心身障害児施設の創設、障害の早期発見・早期対応を目的とした乳幼児検診システムの確立をはじめとした、今日の障害者福祉の基礎となる取組が行われました。その中心となったのが糸賀一雄先生でした。

糸賀先生は取組を通して重度の障害がある子であっても光り輝く存在であるとして「この子らを世の光に」と唱え、人間の新しい価値観の創造を目指した人権尊重の福祉の取組を展開されました。

こうした糸賀先生の思想と実践を受け継ぎ、後世に伝えるため、平成8年に設立された糸賀一雄記念財団では、障害者福祉分野で顕著な活躍をされてきた方への表彰事業（糸賀一雄記念賞）等を通して、障害者福祉についての人材育成や啓発に寄与しています。

◎精神障害者早期支援・地域定着推進事業（精神障害者アウトリーチ推進事業）

精神疾患が悪化した時や病気の早期段階などには、自ら通院・通所をしたり、訪問によるサービスを希望したりすることが難しい状況が少なくありません。また、保健、医療、福祉の各機関単独では課題を解決できなかつたり、本人が希望しない状況で支援を行うことに限界があることから、結果的に本人の望まない形での入院に頼らざるを得ない場合があります。

こうした課題に対応するため、滋賀県では、国のモデル事業の指定を受け、精神障害者早期支援・地域定着推進事業（国の事業名「精神障害者アウトリーチ推進事業」）を開始しました。

この事業は、受診を中断している人や自らの意思では受診が困難な人、長期入院等の後退院した人、入退院を繰り返す人などに対し、精神科医、保健師、看護師等の保健医療スタッフと、精神保健福祉士等の福祉スタッフとが、「多職種チーム」として共同して訪問支援（アウトリーチ）を行うもので、平成23年10月から相談支援事業所「地域生活支援センター風」に委託して「多職種チーム」を設置し、24時間365日対応できる体制を整えて対象者や家族に支援を行っています。

国では、アウトリーチ支援の一般制度化を目指しており、地域精神保健医療の新たな支援体制として期待されています。

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立
平成23年8月5日公布

総則関係 (公布日施行)

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

・ 全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

4) 差別の禁止(第4条関係)

・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過度でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

5) 国際的協調(第5条関係)

・ 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

・ 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。

・ 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

7) 施策の基本方針(第10条関係)

・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。

・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

基本的施策関係 (公布日施行)

1) 医療、介護等(第14条関係)

・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

2) 教育(第16条関係)

・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重

・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

3) 療育【新設】(第17条関係)

・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

4) 職業相談等(第18条関係)

・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

5) 雇用の促進等(第19条関係)

・ 国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策

・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

6) 住宅の確保(第20条関係)

・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

・ 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策

・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ確かに伝えられるよう必要な施策

9) 相談等(第23条関係)

・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等

・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

障害者政策委員会等

(公布から1年以内に政令で定める日から施行)

国) 障害者政策委員会(第32~35条関係)

・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)

・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告

地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加等

附則

検討(附則第2条関係)

・ 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障害者総合福祉法の6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービスの提供
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応負担を求める。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賞金を支払える水準の報酬とする。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者という。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

II. 障害者総合福祉法の制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。
- ・**障害者総合福祉法の円滑な実施**
総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。
- ・**財政のあり方**
国は予算措置に必要な基礎データを把握する。障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。

- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計に当たり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援方ドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介護等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一一般児童施策の利権が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一體的展開。